



# 日・米貿易協定改正議定書



2022年10月  
内閣官房・外務省・農林水産省

## 背景

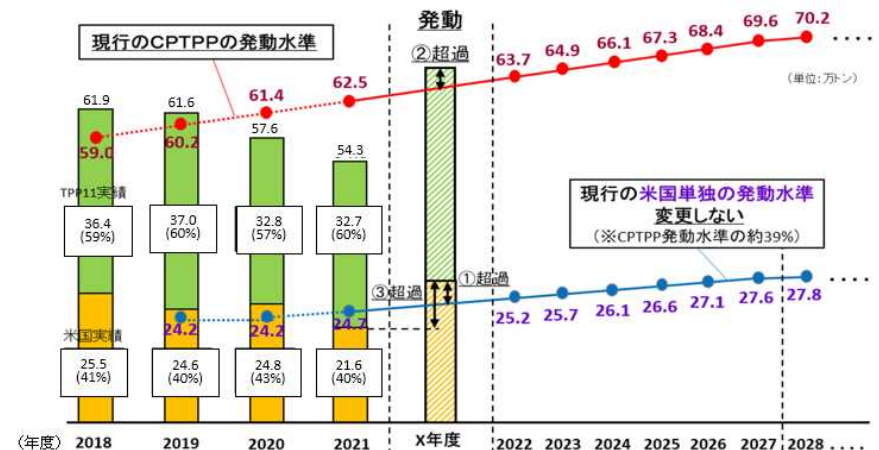
- 2021年3月、2020年度の米国産牛肉の合計輸入数量が、日・米貿易協定に定める同年度の米国産牛肉に関するセーフガード(SG)発動水準(24.2万トン)を超過し、SG措置が適用(3月18日から30日間)。
- 2021年3月25日、日・米貿易協定に関連して作成された交換公文上の義務に従って、当該措置の適用の条件を修正するための日米協議を開始。本年3月24日、実質合意に達したことを発表、その後の条文交渉を経て、6月2日、ワシントンD.C.において富田駐米大使とキャサリン・タイ通商代表との間で日・米貿易協定改正議定書に署名。

## 主な内容

- 日・米貿易協定に定める米国産牛肉に関するSG措置の適用の条件を修正し、次の3つの条件を全て満たした場合、同措置が適用される仕組みとすることを定めている。
  - ① 米国産牛肉の合計輸入数量が、日・米貿易協定附属書 I に定める各年度のSG発動水準を超過。
  - ② 2022年度以降について、米国及びCPTPP締約国からの合計輸入数量が、CPTPPの発動水準を超過。
  - ③ 2022～2027年度について、米国産牛肉の合計輸入数量が前年度の輸入実績を超過。

## 締結の意義

- 本議定書の締結により、新たな仕組みの下で、米国産牛肉に関するSG制度の目的である輸入の急増への適切な対応を引き続き確保するとともに、日米経済関係の一層の発展を促すことが期待される。



※米国からの実績数量について、2018及び19年度は上記数量のうち各25.5、19.0万トンが協定発動前の最惠国税率(38.5%)で、2020及び21年度は上記数量の他に各0.5、0.6万トンが発動後の税率(最惠国税率38.5%)で輸入。